# 那須塩原市 小中学校適正配置基本計画

平成22年10月那須塩原市教育委員会

# 那須塩原市小中学校適正配置基本計画

本市では、子どもたちが将来、自分の夢や希望をもち、社会の一員としての責任を 果たしながら自己実現を図っていけるように、小・中連携を通して、義務教育の9年 間で人格の基盤づくりをするために、学校教育の方針として「人づくり教育」を推進 している。

本市の学校教育を効果的に進め、その「人づくり教育」の実現を図るために、平成21年2月13日付、那須塩原市立小中学校通学区審議会からの答申を踏まえた本市としての小中学校適正配置基本計画を策定するものである。

## 1 基本方針

- (1) 学校の適正規模(学級数)は、12学級以上18学級以下とする。ただし、地域の実態等特別の事情がある場合は、これを考慮する。
  - ・※適正規模校での期待できる効果
    - ・児童、生徒間の切磋琢磨がある。
    - ・集団の相互作用による思考力の育成が図られる。
    - ・学級内の評価、評定が固定的でなく、可変的である。
    - ・一定規模の集団の中での情緒安定が図れる。
    - ・学級の編成替えができる。
  - ・集団活動を通じて社会性が育成できる。
- (2) 学校の適正配置は、地理的条件や現在の配置を十分考慮し、統廃合や学区の再編等により行う。
- (3) 本計画の実施にあたっては、地域や保護者の理解を得るよう努めるとともに、十分な準備期間を置くものとする。
- (4) 現在、小中連携を施策として進めているが、小中連携をさらに推進するために、 地域の特性、実態等を考慮したうえで、小中一貫教育を導入する。
- (5) 校舎等の建設を伴うものは、学校耐震改修計画との調整を図りながら整備する。

#### 2 実施期間

平成24年度から平成32年度までとする。

【第一段階】平成24年度から平成28年度

【第二段階】平成29年度から平成32年度

# 3 適正配置計画

## 【第一段階】

#### (1) 統廃合

複式学級解消のため、平成28年度までに次の小学校について、統廃合を実施する。

	具 体 的 方 策	実施条件
1	   寺子小学校を鍋掛小学校に統合する 	<ul><li>スクールバス対応</li></ul>
2	金沢小学校を関谷小学校に統合する	・スクールバス対応
3	穴沢小学校、戸田小学校を高林小学校に統合する	・スクールバス対応

#### (2) 小中一貫校

塩原小学校と塩原中学校を、平成26年度までに小中一貫校とする。

#### (3) 特認校制度

特認校制度とは、通学区域を前提としながらも、一定の条件のもと、その通学 区域に関係なく希望により就学できる制度で、平成24年度から単学級小規模校 を対象に導入する。

#### 〈対象校〉

波立小学校、高林小学校、青木小学校、関谷小学校、大貫小学校、横林小学校、塩原小学校、塩原中学校

※ 小規模校とは、6学級以上11学級以下をいう。そのうち、1学年1学級の学校を単学級 小規模校という。

# 【第二段階】

#### (1) 統廃合

単学級小規模小学校のうち、平成28年度末時点で、基準児童数未満の場合は、 平成32年度までに統廃合を実施する。ただし、塩原小学校を除く。

※ 基準児童数とは、統廃合の実施を判定するための児童数(全校児童88人)をいう。

#### (2) 学区の再編等

本市の児童生徒数の将来予測は減少傾向にあるため、今後におけるその推移を充分見極める必要がある。その中において、児童の急激な増減が生じたときは、学校規模の適正化のための通学区の見直しを行うものとする。なお、これによっても大規模校の解消が図れない場合は、新設校も視野に検討する。

※ 大規模校とは、19学級以上30学級以下をいう。

# 4 計画実施にあたって

本計画は、広く市民に周知するとともに、特に統合等直接関与する地域住民に対し、計画実施年度に合わせ、十分な準備期間を設け、施設建設等計画や通学手段等について理解と協力を得るための説明会や意見交換会を実施する。

## 5 統廃合後の跡地等の利用について

学校は地域住民の交流の場、生涯学習の施設、防災関連施設等の機能を有していることから、統廃合後の跡地及び建物等の利用については、地域住民の意思を十分に反映し、その方法を検討していく。

# 6 本計画実施後の継続的な計画策定について

本計画は、「人づくり教育」を実現するために適正規模、適正配置等を図るものであることから、本計画実施後においても、継続的に適正規模、適正配置等に向けて新たな計画を策定するものとする。